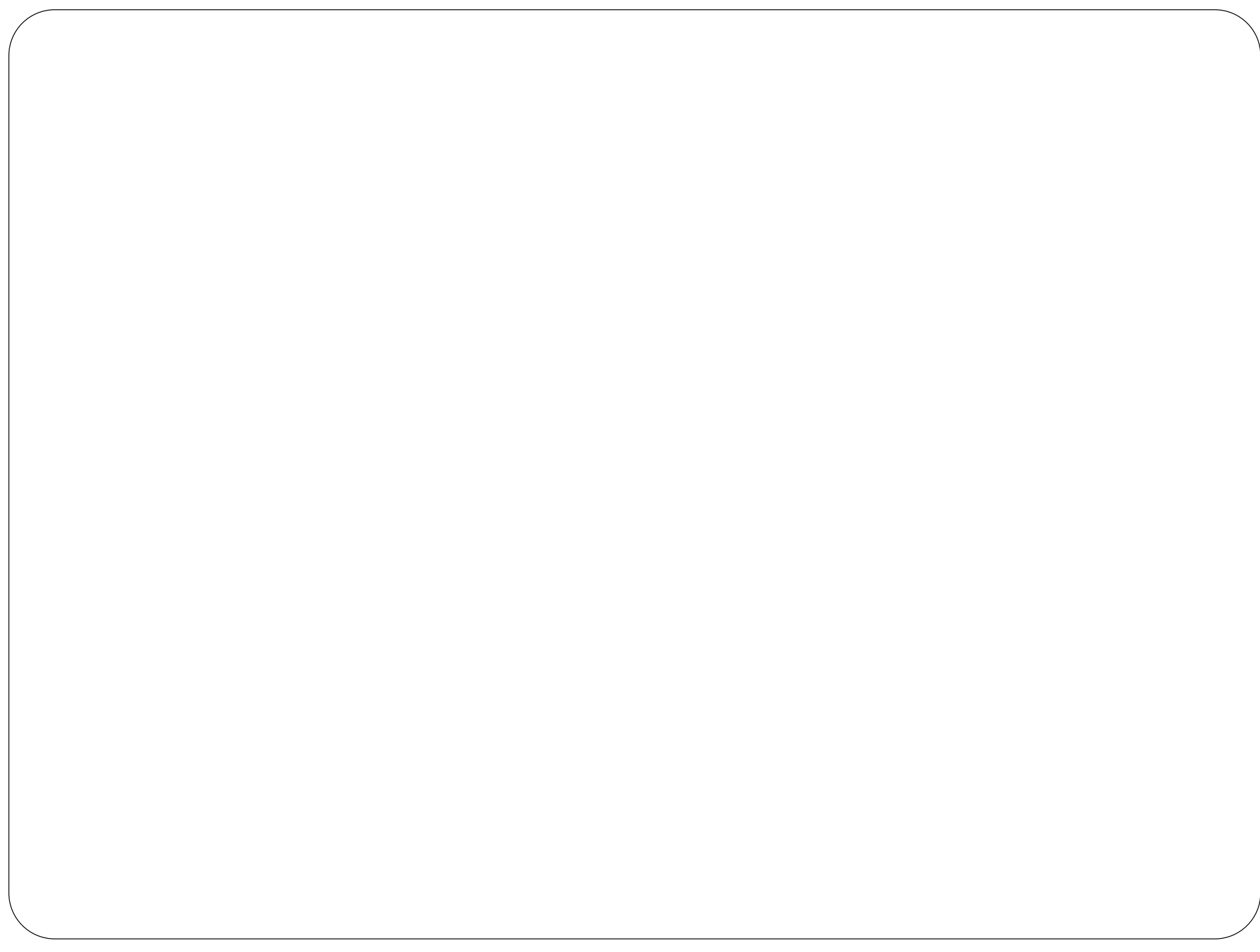


日立市地域防災計画の改定について



◆ 背景

防災基本計画の改正、南部支所の放射線防護対策工事の完了など

◆ 主な改定内容

1. **日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域指定**
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域の指定とその被害想定を計画に明記する。
2. **新たな防災情報の配信に伴う市の対応の追加**
国の「長周期地震動階級」、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の配信に伴う市の対応を明記する。
3. **要配慮者利用施設の追加指定**
洪水浸水想定区域内に新たに整備された福祉施設等について、水防法に基づく要配慮者利用施設に位置づける。
4. **指定避難所の追加指定**
放射線防護対策工事の完了に伴い南部支所を指定避難所等に位置づける。
5. **その他**
災害廃棄物処理計画の作成に伴う規定の整理、組織改正に伴う整理など

1. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域指定

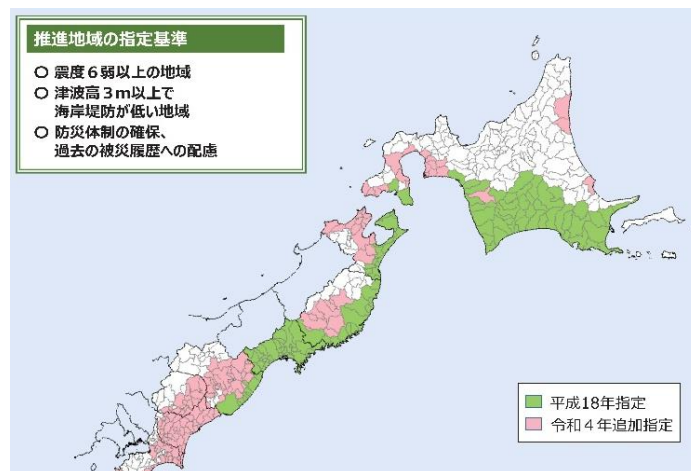
(1) 地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域の指定

国は、令和4年9月30日に、日本海溝・千島海溝沿いで巨大地震が発生した場合に危険が大きいと想定される市町村について、地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域として指定した。

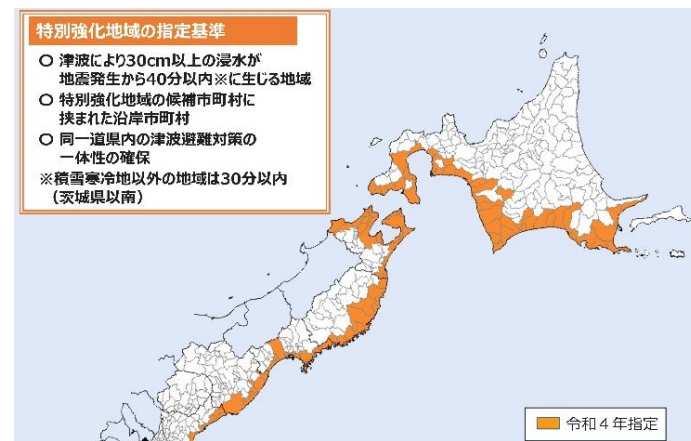
日立市も推進地域・特別強化地域に指定されたが、本市では、これまでどおり今回の被害想定を上回る東日本大震災クラスを基準に対策を進めていくこととする。

※ 日立市の被害想定比較

区分	想定震度	津波高
東日本大震災	6強	5.3m
日本海溝・千島海溝地震	4程度	4m程度



地震防災対策推進地域 (272市町村)



津波避難対策特別強化地域 (108市町村)

2. 新たな防災情報の配信に伴う市の対応の追加

(1) 「長周期地震動階級」について

高層ビル等で被害をもたらす長周期地震動への対応として、「長周期地震動に関する情報」を公表することについて、令和5年2月から運用が開始された。


階級3以上が予測された地域には、緊急地震速報が発表される。

○緊急地震速報（警報）の発表条件

赤字：変更点

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 +（または） 長周期地震動階級3以上を予想した地域

長周期地震動階級関連解説表

<h3>階級1</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。 	<h3>階級2</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ●キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 
<h3>階級3</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<h3>階級4</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 

2. 新たな防災情報の配信に伴う市の対応の追加

(2) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月から運用が開始された。

※ 後発地震注意情報が発表された場合にとるべき行動（例）

巨大地震が発生した場合に、北海道から千葉県にかけての広い範囲で想定される甚大な被害に対し、1週間程度、備えの再確認や迅速な避難態勢の準備を。

枕元に靴等を置いて寝る



すぐに逃げ出せる態勢での就寝



非常持出品の常時携帯



緊急情報の取得体制の確保

崩れやすいブロック塀等に近づかない



想定されるリスクから身の安全の確保



日頃からの備えの再確認

内閣府発行のチラシ

北海道・三陸沖
地震・津波に備えを!

マグニチュード M7.0以上の大地震が起きたら…

東日本大震災のときは
3月9日 M7.3 続いて発生 3月11日 M9.0

続いて発生する巨大地震の可能性!
情報で備えを

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」2022年12月運用開始

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

3. 要配慮者利用施設の追加指定

(1) 水防法に基づく要配慮者利用施設の追加指定

令和2年度に指定した洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設※について、区域内に新たに4つの施設が整備されたことから、これらを追加指定する。

なお、計画に位置づけられた施設は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられる。

※要配慮者利用施設：次の表に記載する施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設種別	対象施設
社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害者施設等
学校	小学校、幼稚園
医療施設	病院、診療所、助産所 ※ただし、無床診療所及び歯科診療所を除く。

＜要配慮者利用施設数＞ 計 35施設 (31 + 4施設)

洪水浸水想定区域内 22施設 (18 + 4施設)

土砂災害警戒区域内 13施設

4. 指定避難所の追加指定

(1) 南部支所の指定避難所等への位置づけ

南部支所の放射線防護対策工事の完了に伴い、南部支所多目的室を指定避難所として指定するとともに、原子力災害時にP A Z（東海第二発電所から概ね5 kmの圏内）に居住する要配慮者等が避難及び一時移転等に時間を要する場合に活用することを想定する放射線防護施設として位置付ける。

※ 1 整備後の指定避難所数 91カ所

※ 2 整備後の放射線防護施設数（公共施設） 3カ所



南部支所多目的室の外観



整備した非常用発電設備

5. その他

(1) 災害廃棄物処理計画の策定に伴う規定の整理

本年8月の『日立市災害廃棄物処理計画』の策定に伴い、本計画を地域防災計画に明記するとともに、関係規定を整理する。

※ 日立市災害廃棄物処理計画の概要については、別資料記載のとおり。

(2) その他

組織改正に伴う整理など



写真：平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災における災害廃棄物